



キルギス共和国法

2018年5月19日付第49号

地下資源について

(改正:2019年7月8日付キルギス共和国法第81号、2020年3月23日付同第29号、2021年6月26日付同第81号、2021年8月5日付同第92号、2022年6月22日付同第47号、2022年6月23日付同第48号、2024年5月6日付同第82号、2024年6月27日付堂第106号)

第1章 総則

第1条 本法の適用範囲

1. 本法は、地下資源利用において国と自然人および法人との間に生じる関係を規制する。
2. キルギス共和国の地下資源利用に関する法制は、キルギス共和国憲法の規定を基本とし、本法および本法の規定により制定されるキルギス共和国の法規から成る。
3. 本法は、地下資源利用に関する国の法的規制の手続、国の機関、地方行政機関および地方自治機関の権限、自然人および法人の権利および義務並びにキルギス共和国の地下資源利用に関する法令の違反に対する責任を定める。

第2条 地下資源利用における他の法律および法規の適用

1. 地下資源利用において生じる関係のうち、土地、水域、動植物および大気の利用および保全に関するものであって、本法に定めのないものについては、キルギス共和国の関係法令の定めるところによる。
2. 国は、次に掲げる事項に基づき、地下資源利用に関する政策を実施するものとする。
 - 1) 地下資源に対する国の排他的所有および国による特別な保護
 - 2) 自然人についてはその国籍、法人についてはその登記国をそれぞれ理由とする差別の禁止
 - 3) 人および環境の安全に配慮した作業実施のための条件の整備に向けた努力
 - 4) キルギス共和国の鉱物資源基盤の拡充および管理
 - 5) キルギス共和国の地下資源の保全および合理的な利用
 - 6) 互惠的協力の原則に基づく地下資源利用に関する関係の規制
 - 7) ライセンス手続の透明性および公開性の確保

8) 地下資源利用における競争制限および独占化の排除

3. 生産物分与契約およびコンセッション契約に基づく地下資源利用に関する関係の特則は、キルギス共和国の関係法律で定める。

第3条 地下資源の所有権

地下資源は、キルギス共和国の排他的所有に属し、キルギスタン国民の生活および活動の基盤として利用され、および国の特別な保護の下に置かれる。

第4条 定義

本法においては、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) **実質的所有者**とは、自然人又は国家であって、次に掲げる方法により地下資源利用者又は地下資源利用権の取得の申請者の最終的な所有者となるものをいう。
 - a) 資本金における株式又は持分の10パーセント以上の直接若しくは間接の保有
 - b) 最高運営機関の議決権の10パーセント以上の直接又は間接の保有
 - c) 運営機関の構成員の直接若しくは間接の任命又は解任
- 2) **ボーナス**とは、地下資源利用権に対する税であって、キルギス共和国税法典の規定により納付されるものをいう。
- 3) **自然再生型鉱床**とは、河床における砂礫堆積物の鉱床であって、その開発に伴い自然に再生するものをいう。
- 4) **選択的採掘**とは、最も生産性の高い埋蔵量を地下から選択的に採取することにより技術設計に違反する行為であって、地下に残された埋蔵量の産業的価値を低下させるものをいう。
- 5) **地下資源に関する地質情報**とは、地質報告書、地質図、試料、試験記録その他の資料に含まれる地質的、鉱山技術的、技術的および経済的な情報(データ)であって、地下の地質構造および発達史、岩石、地下水、鉱物資源、その他の地質体の組成、性質および賦存条件、地球物理学的場および地球化学的場、地下の調査および利用の方法および結果並びに採取される鉱物原料に関するものをいう。
- 6) **地質情報資源**とは、地下に関する地質情報その他の情報を含む集積された文書および地質資料をいう。
- 7) **地質調査鉱区**とは、地質調査のために供与される鉱区であって、図面類において直交二次元座標系のその隅角点により定められるものをいう。
- 8) **地質調査**とは、探査作業、探鉱作業、広域地質図作成作業、地質学的作業、地球物理探査作業その他の作業の実施をいう。
- 9) **探査作業**とは、地質的研究であって、広域、概略および詳細の探査作業並びに探査評価作業の段階を含み、鉱徴地および鉱床の発見並びにそれらの予測資源量の評価およびそれらに対する探鉱作業の実施の適否の評価を行うことを目的とするものをいう。
- 10) **探鉱作業**とは、地質的研究であって、地下水および地熱資源を含む地下の鉱区の概査および精査の段階を含み、鉱物資源の数量および品質、その技術的性質並びに開発に係る地質的、鉱山技術的、水理地質的その他の条件を定めることにより、鉱区を調査し、およびその開発の準備をすることを目的とするものをいう。
- 11) **鉱業用財産**とは、地下資源利用者が用地、採掘鉱区又は地質調査鉱区の範囲内で創出し、又は取得した不動産であって、地下資源利用の用に供するものをいう。

- 12) **採掘鉱区**とは、その深度が当該鉱物資源の賦存深度により定められる鉱区であって、鉱物資源の開発のために供与され、かつ、図面類において直交三次元座標系のその隅角点により定められるものおよび鉱物資源の開発に関連しない施設の設置のために供与される鉱区をいう。
- 13) **鉱物資源の区分**とは、共通の特徴によりまとめられた鉱物資源の種類をいう。本法の適用上、鉱物資源は次に掲げる区分に分けられる。
 - a) 第一区分 石油およびガス
 - b) 第二区分 淡水地下水および鉱水地下水
 - c) 第三区分 その他の鉱物資源
- 14) **坑井産出量**とは、単位時間当たり坑井から採取することができる鉱物資源の最大量をいう。
- 15) **非経済的埋蔵量**とは、その登録又は再登録の時点において経済的に開発に適しないもの又は開発が不可能なものとしてキルギス共和国国家鉱物資源埋蔵量台帳に登録された鉱物資源の埋蔵量をいう。
- 16) **地下資源利用のために供与される土地**とは、地下資源利用者に対し、本法に規定する地下資源利用権ライセンス、コンセッション契約、生産物分与契約および国家登録に基づき実施される鉱物資源の開発並びにインフラストラクチャー施設(道路、倉庫、鉱滓堆積場、送電線、交替勤務寄宿舎その他の地下資源利用の目的にのみ使用されるインフラストラクチャー施設)の建設のために供与される土地であって、図面類において直交座標系のその隅角点により定められるものをいう。
- 17) **水源保護区域**とは、水源および水道施設の周囲の区域であって、これらの汚染又は感染のおそれを排除し、又は制限する特別の制度が設けられるものをいう。
- 18) **インフラストラクチャー**とは、地下資源利用に係る活動を構成し、およびこれを可能にする、相互に関連する構造物又は施設の総合体をいう。
- 19) **採取産業透明性イニシアティブ**(以下「EITI」)とは、採取産業活動による収入の透明性確保に資する世界的な国際基準であって、企業の支払金とキルギス共和国閣僚会議が受領する収入とを照合し、および広く一般に対する定期的な情報提供を行うことを定めるものをいう。
- 19¹⁾ **地質情報一式**とは、特定の鉱区について紙媒体又は電子媒体に記録された既存の地質的、鉱山技術的、技術的その他の情報の総体であって、地下資源利用所管国家機関により編成されるものおよび国家地質情報資料庫に存する情報をいう。
- 20) **休止**とは、探査作業、探鉱作業若しくは鉱床の開発又は鉱業用財産その他の財産の建設および使用に関連する作業の一時的な停止であって、停止された作業を再開する可能性を保持するものをいう。
- 21) **鉱業用財産の廃止**とは、地下資源利用の終了に当たり実施される一連の措置であって、当該財産の以後の使用の可能性を排除し、かつ、住民の生命および健康の安全並びに地下資源および環境の保全を確保するものをいう。
- 22) **ライセンス保有者**とは、地下資源利用権ライセンスを有し、かつ、キルギス共和国の法令の定めるところにより登録された自然人又は法人をいう。
- 23) **ライセンス区域**とは、地下資源利用権ライセンスが交付された採掘鉱区および地質調査鉱区に対応する地表面の区画であって、図面類において直交二次元座標系のその隅角点により定められるものをいう。ライセンス区域の面積は、平方キロメートル又はヘクタールで表示する。

- 24) **ライセンス機関(ライセンス付与者)**とは、地下資源利用所管国家機関をいう。
- 25) **ライセンス契約**とは、ライセンスの不可分の一部であって、地下資源利用の条件を定めるものをいう。
- 26) **地下資源利用権ライセンス**とは、鉱区の利用権を証する書類であって、本法の規定によりライセンス機関が交付するものをいう。
- 27) **鉱床**とは、評価済みの鉱物資源を含み、その開発が工業的に合理的である鉱区をいう。
- 28) **地下**とは、地殻のうち表土層の下に位置する部分をいい、表土層がない場合にあつては、地表面並びに水域および水路の底面の下に位置する部分をいう。地下は、砂鉱の鉱徴地を含め、地質調査および開発利用が可能な深度にまで及ぶ。
- 29) **独立審査**とは、関連する作業の実施に係る技術設計の審査であって、法令の定める手続に従い認定を受けた独立の者が行うものをいう。
- 30) **ライセンス番号**とは、キルギス共和国の領域において固有の番号であつて、キルギス共和国の法規の定める手続に従いライセンスに付されるものをいう。
- 31) **地下資源の保全**とは、地下資源の合理的な利用を確保するための一連の措置であつて、キルギス共和国の関係法令により定められるものをいう。
- 32) (2024年5月6日付キルギス共和国法第82号による号の削除)
- 33) **地質調査一次資料**とは、ボーリング坑井のコア、石油、水およびガスの試料、岩石標本、各種の目的に応じた標本集、試料の副本、薄片等から成る天然媒体上の情報(物的情報)並びに人工の記録媒体(紙、磁気その他の媒体)上の情報(野外観測記録簿を含む)および文書類(デジタルのものを含み、試料採取記録簿、試料分析結果、地球物理観測記録その他これらに類する資料から成る)をいう。
- 34) **ライセンス維持手数料**とは、本法およびキルギス共和国の税外収入に関する法令の規定により、地下資源利用権ライセンスの維持のためにライセンス保有者が納付すべき金額をいう。
- 35) **鉱物資源**とは、地下および人工鉱物集積物に含まれる天然の鉱物資源(炭化水素および地下水を含む)であつて、その化学組成および物理的性質により物的生産および消費において利用することができるもの並びに地表面上に位置する天然の鉱物および岩石をいう。
- 36) **地下資源利用**とは、特定の鉱区の利用であつて、人工鉱物集積物からの鉱物資源の採取に係る作業を含むものをいう。
- 37) **地下資源利用者**とは、地下資源利用権を有する自然人又は法人をいう。
- 38) **地下資源利用権の消滅**とは、地下資源利用所管国家機関の決定に基づくライセンスの取消しおよびコンセッション契約又は生産物分与契約の終了をいう。
- 39) **地下資源利用権の停止**とは、地下資源利用権の一時的な制限(鉱業用財産の保全、事故の防止および人と環境に対する安全の確保のための作業を除く)であつて、発見された法令違反を是正する必要がある場合および不可抗力の事由がある場合において、地下資源利用所管国家機関が地下資源利用者に対し適用するものをいう。
- 40) **鉱徴地**とは、地下(地下水を含む)における鉱物資源の天然の集積であつて、所定の手続に従い鉱床として認定されていないものをいう。

- 41) **鉱物資源の開発**とは、鉱床における鉱物資源の採集、地下からの鉱物資源の採取およびその処理(地下水の採取を含む)並びに人工鉱物集積物の処理に係る作業をいう。
- 42) **土地修復**とは、荒廃した土地の生産力および経済的価値の回復を目的とする一連の措置をいう。
- 43) **ロイヤルティ**とは、地下資源利用に対する税であって、キルギス共和国税法典の規定により納付されるものをいう。
- 44) **地役権**とは、地下資源利用の目的で用地、採掘鉱区又は地質調査鉱区に立ち入るための制限された権利をいう。
- 45) **坑井**とは、地表面又は坑内から、人が坑底に立ち入ることなく、水平面に対し任意の角度で掘削された円形断面の掘削孔であって、その直径が深度に比して著しく小さいものをいう。
- 46) **随伴鉱物資源および随伴成分**とは、主たる鉱物資源とともに採取される鉱物資源および成分であって、主たる鉱物原料の処理の過程においてその回収および工業的利用が技術的に可能であり、かつ、経済的に合理的であるものをいう。
- 47) **社会貢献協定**とは、国家重要鉱区が所在する地域の社会的および経済的發展に寄与するための、地下資源利用者と地方自治機関との間の任意の協定であって、地域社会の社会的および経済的發展計画に基づき作成されるものをいう。
- 48) **フイージビリティスタディ(FS)**とは、鉱床の開発計画に係る地質的、技術的および経済的指標並びにその実施の経済的合理性の評価を記載した文書をいう。
- 49) **技術設計**とは、鉱業事業における地質、採鉱、技術(選鉱又は製錬)並びに財務および経済に関する事項並びに用地の土地修復を含む詳細な(実施設計用の)分析資料および図面類であって、鉱床又は人工鉱物集積物の地質調査および工業的開発に必要なものをいう。
- 50) **人工鉱物集積物**とは、有用成分を含む鉱物集合体および岩石塊の集積であって、採鉱、選鉱および製錬の事業の廃棄物であるものをいう。
- 51) **鉱区**とは、空間的な境界を有する、幾何学的に画定された地下の部分をいう。
- 52) **不可抗力**とは、地下資源利用の条件を満たすことを妨げ、および困難にする不可抗力の事由をいう。不可抗力の事由とは、地震、洪水等の天災若しくは封鎖、戦争、ストライキに起因する異常かつ不可避の事態、又は予見し、若しくは防止することができない事態若しくは予見することはできるが防止することができない事態の発生をいう。
- 53) **経済的埋蔵量**とは、経済的に開発に適するものとしてキルギス共和国国家鉱物資源埋蔵量台帳に登録された鉱物資源の埋蔵量をいう。

(改正:2020年3月23日付キルギス共和国法第29号、2021年6月26日付同第81号、2022年6月23日付同第48号、2024年5月6日付同第82号)

第2章 地下資源利用に関する国家機関の権限

第5条 キルギス共和国閣僚会議の権限

1. キルギス共和国閣僚会議は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - 1) 国家保有地下資源を管理し、および処分すること。
 - 2) 地下資源利用に関する国の政策および法令の実施および改善を図ること。

- 3) 戦略的鉱物資源に対する国の需要を満たすための鉱区および鉱床を指定すること。
- 4) 国家安全保障、住民の安全および環境の保全を確保するため、地下資源利用に対する制限および禁止を設けること。
- 5) 戦略上重要な鉱区および鉱床の一覧を定めること。
- 6) 公募に付すべき国家重要鉱区の登録簿を承認すること。

2019年7月3日付キルギス共和国政府決定第339号「国家重要鉱区登録簿の承認について」
参照

- 7) キルギス共和国国家埋蔵量委員会(以下「埋蔵量委員会」)の規程を承認すること。
- 8) 地下資源利用に関する技術規則を承認すること。
- 9) 地下資源利用権の付与に係る公募実施委員会(以下「公募委員会」)の構成およびその規程を承認すること。
- 10) 本法およびキルギス共和国の地下資源利用に関する法令に基づき、その他の権限を行使すること。
- 11) 採取産業透明性イニシアティブ(EITI)の国際基準を遵守すること。

2. キルギス共和国閣僚会議の地下資源利用に関する権限は、所管国家機関が行使するものとする。

第6条 地下資源利用所管国家機関の権限

地下資源利用所管国家機関は、次に掲げる事項を行うものとする。

- 1) 地下資源利用に関する国の政策を策定し、キルギス共和国閣僚会議に承認のため提出すること。
- 2) 地下資源利用に関する法規を立案すること。
- 3) 地下資源利用に関する租税法令の改善に関する提案を作成し、キルギス共和国閣僚会議に検討のため提出すること。
- 4) 地質調査および鉱物資源の採掘に向けた投資を誘致するため、所管国家機関と共同で、地下資源利用における投資政策を策定すること。
- 5) 公募委員会および入札委員会に参加すること。
- 6) 地下資源利用に関する国の政策を実施すること。
- 7) 地下資源利用権および鉱床用地の国家留保地に属する土地の付与に関する制度を整備すること。
- 8) 地質調査および鉱床の開発に向けた投資を誘致すること。
- 9) 地質調査を規制すること。
- 10) キルギス共和国国家鉱物資源埋蔵量台帳を管理すること。
- 11) キルギス共和国国家鉱床・鉱徴地台帳(以下「台帳」)を管理すること。
- 12) 国家地質情報資料庫の管理業務を統括すること。
- 13) 埋蔵量委員会の業務を統括すること。
- 14) 本法に定める場合において、地下資源利用権の国家登録を行うこと。
- 15) 有効なライセンスに関するデータ、ライセンス区域の座標、地下資源利用許可の条件および実質的所有者に関する情報をウェブサイトに掲載すること。
- 16) 鉱業事業および地質調査事業を審査すること。
- 17) 地下資源利用に関する訴訟においてキルギス共和国閣僚会議を代理すること。

- 18) 地下資源利用に関する技術規則および準則を立案すること。
- 19) 本法およびキルギス共和国の法令に基づき、その他の権限を行使すること。

第7条 地方行政機関および地方自治機関の権限

地方行政機関および地方自治機関は、次に掲げる事項を行うものとする。

- 1) 本法およびキルギス共和国土地法典に定める場合において、ライセンスに規定する期間、用地および土地の一時使用権を付与すること。
- 2) キルギス共和国の法令に定める範囲内における水源保護区域の設定に必ず配慮した上で、取水施設のための用地を指定すること。
- 3) ライセンス保有者がライセンス区域に支障なく立ち入ることができるようにすること。
- 4) 無許可の鉱物資源の採掘を取り締まること。
- 5) 鉱床の開発又は地質調査に使用された鉱業用財産その他の財産の廃止および休止並びに土地の修復に参加すること。
- 6) 当該行政単位内に所在する鉱区に係る公募委員会および入札委員会の業務に参加すること。
- 7) 地下資源利用事業に関する市民環境審査を実施すること。
- 8) 地下資源利用者の活動に対する違法な妨害を防止するため、地域住民に対する広報および啓発を行うこと。
- 9) 国家重要鉱区が所在する行政単位内に居住する地域住民が、社会貢献協定およびその実施に関する年次報告書を閲覧できるようにすること。この場合において、社会貢献協定およびその実施に関する年次報告書は、署名又は受領の日から、地方自治機関および地方行政機関の庁舎において保管しなければならない。
- 10) 個人採掘事業に係る個人事業主の登録簿を管理し、およびその国家登録を行うこと。
- 11) 本法およびキルギス共和国の法令に基づき、地下資源利用に関するその他の権限を行使すること。

第8条 環境・技術安全所管国家機関の権限

環境・技術安全所管国家機関は、次に掲げる事項を行うものとする。

- 1) 地下資源利用者による地下資源の合理的利用および保全を監視すること。
- 2) 地質調査鉱区および用地の範囲内における環境保全および産業安全の確保について国家監督を行うこと。
- 3) 地質調査および地下資源の工業的開発における環境保護法令および産業安全に関する規定の遵守について行政監督を行うこと。
- 4) 鉱床の開発又は地質調査に使用された鉱業用財産その他の財産の廃止および休止並びに土地の修復を監視すること。

備考 本条の段の数は、キルギス語の本文の段の数と一致しない。

第9条 国家保有地下資源

1. キルギス共和国におけるすべての地下は、国家保有地下資源を構成する。
2. 国家保有地下資源は、次に掲げるものを含む。
 - 1) キルギス共和国の地下資源に関する法令に定める手続に従い利用に供された鉱区（割当済み地下資源鉱区）

- 2) キルギス共和国の地下資源に関する法令に定める手続に従い利用に供されていない鉱区(未割当地下資源鉱区)

第10条 キルギス共和国国家鉱床・鉱徴地台帳

1. 台帳は、鉱床および鉱徴地を国が把握するために管理するものとし、国家保有地下資源の編成の基礎となる。
2. 台帳は、各鉱床および鉱徴地に関する概要を記載するものとする。
3. 台帳は、地下資源利用所管国家機関が地質情報資源に基づき作成し、および管理するものとする。

第11条 キルギス共和国国家鉱物資源埋蔵量台帳

1. キルギス共和国国家鉱物資源埋蔵量台帳は、鉱床ごとに、鉱物資源の量、質および調査達成率、分布および工業的開発の程度並びに採掘量および操業中企業の採掘済み埋蔵量の保有状況に関する情報を記載するものとする。
2. 経済的埋蔵量のうち、工業的価値を喪失したもの、採掘において損失したもの又はその後の採掘作業若しくは鉱床の開発において確認されなかったものの抹消は、地下資源利用所管国家機関が行い、その後、キルギス共和国国家鉱物資源埋蔵量台帳に変更および追加を加えるものとする。鉱物資源の抹消の手続は、キルギス共和国閣僚会議が定める。
3. 地方行政機関における国家登録により採掘の権利が付与される鉱物資源の埋蔵量は、計上の対象としない。

第12条 鉱物資源の埋蔵量および資源量の国家計上および登録

1. 鉱床に存在する鉱物資源の埋蔵量および予測資源量は、埋蔵量委員会の決定に基づき、キルギス共和国国家鉱物資源埋蔵量台帳に計上しなければならない。
2. キルギス共和国閣僚会議が高度な専門性を有する専門家のうちから組織し、かつ、同閣僚会議が承認する規程に従い活動する埋蔵量委員会は、鉱物資源の埋蔵量を国家鉱物資源埋蔵量台帳に計上するものとする。
3. 鉱物資源の埋蔵量の計上の手続は、地下資源利用所管国家機関が定める。

第13条 国家重要鉱区

1. 国の経済的利益および安全を確保するため、特定の鉱区を国家重要鉱区に指定することができる。
2. 国家重要鉱区登録簿は、地下資源利用所管国家機関の申出に基づき、キルギス共和国閣僚会議が作成し、および承認するものとする。
同登録簿には、国家重要鉱区の隅角点の座標を記載しなければならない。
3. 国家重要鉱区登録簿には、既に地下資源利用権が付与されている鉱区も含まれるものとする。

第14条 地下資源に関する地質情報

1. 地下資源に関する地質情報は、キルギス共和国の所有とする。
2. 地下資源利用所管国家機関は、キルギス共和国の法令に定める手続に従い、地下資源利用者に対しては地下資源利用の期間中、その他の利害関係者に対しては所定の手続により、地下資源に関する地質情報を提供することができる。

3. 事業者、企業および組織(合弁のものおよび外国のものを含む)の資金提供により取得された地下資源に関する地質情報は、地下資源利用権の期間中、これらの者の所有とする。当該期間の満了後、当該地質情報は無償で国に帰属し、かつ、地質情報資料庫に引き渡されるものとする。

4. 地下資源利用者であるか否かにかかわらず、以前に国から取得し、又は法令に違反して取得した国の地下資源に関する地質情報を保有するすべての者は、地下資源利用所管国家機関からの要求があったときは、直ちに、当該地質情報を国に譲渡しなければならない。

5. 地下資源に関する地質情報を国に譲渡せず、若しくはその譲渡を怠り、又は地下資源に関する不実の情報を提供した場合において、当該違法行為を行った者は、キルギス共和国の法令に基づき責任を負うものとする。

第15条 国家地質情報資料庫

1. 国家地質情報資料庫は、地下資源に関する地質情報並びに記録文書、岩石およびコア資料、古生物遺骸、薄片および研磨片の標本、博物館収集物並びに専門文献の蔵書(紙および電子媒体によるものを含む)を含む。

2. 国家地質情報資料庫は、地下資源に関する地質情報の写しの法定納入制度に基づき、キルギス共和国閣僚会議が定める手続に従い、すべての地下資源利用者がこれを無償で引き渡すことにより整備される。

3. 地下資源利用所管国家機関は、地質情報資源の電子および紙による副本をすべて作成し、および維持し、並びに滅失又は不正なアクセスのおそれのない条件の下に保存しなければならない。地下資源利用所管国家機関の職員は、地質情報資源の保存について責任を負うものとする。

4. 地下資源利用者は、キルギス共和国閣僚会議が定める様式に従い、位置情報を付加した試料採取データベースを含む、紙および電子媒体による地質報告書を毎年、国家地質情報資料庫に提出しなければならない。

5. 国家地質情報資料庫は、民営化することができない。中間(年次)地質報告書の廃棄は、ライセンス対象鉱区における調査に関する網羅的な情報が記載された最終報告書が存在する場合に限り認められる。

6. 地下資源利用者の所有であり、かつ、同人が国家地質情報資料庫に提出した地質情報の第三者による利用の条件については、地下資源利用所管国家機関の同意を得るものとする。第三者による地質情報の利用の特別の条件について同意が得られていない場合、第三者は、通常の条件に基づき当該地質情報にアクセスする権利を有する。

7. 地下資源利用所管国家機関は、地下資源利用者が提出し、かつ、当該地下資源利用者の所有である地質情報の秘密を保持しなければならない。機密保持期間中、地下資源利用者が国家地質情報資料庫に提出する地質情報は、地下資源利用所管国家機関が、次に掲げる目的のためにのみ利用することができる。

- 1) 台帳およびキルギス共和国国家鉱物資源埋蔵量台帳を管理すること。
- 2) 国が実施する地質調査のために作成が必要となる、地下の構造および発達並びにその分布の規則性に関する地質情報資源その他のデータを整備すること。

8. 地下資源利用所管国家機関が、地下資源利用者が所有する地質情報を利用して作成した地質情報資源は、国の所有に属するものとする。

第16条 地質情報資源の提供手続

1. 地質情報資源は、利用可能であり、かつ、有償とする。

2. 地質情報資源へのアクセスについては、次に掲げる二のレベルを設ける。
 - 1) 閲覧 地質情報の閲覧であつて、国家地質情報資料庫の施設外への記録媒体の持出しおよび複製を伴わないもの
 - 2) 利用 より詳細な地質情報を含む文書について電子的又は紙による複製が認められるもの(現在の地下資源利用者が所有する地質情報を除く)
3. 地質情報資源の提供および利用の手続、当該資源へのアクセスに係る料金の額、その価額並びに収益金の支出の手続は、キルギス共和国閣僚会議が定める。
4. 高等教育機関および中等専門教育機関の学生並びに大学院生は、閲覧レベルにおいて国家地質情報資料庫の地質情報資源を利用する権利を有し、かつ、キルギス共和国閣僚会議が定める範囲内において、当該地質情報資源の利用に係る料金の納付を免除される。
5. 地質情報資源へのアクセスに係る料金は、国家地質情報資料庫の整備および鉱物資源基盤の補充に充てられるものとする。
6. 地質情報資源の原本の利用は、キルギス共和国閣僚会議が定める手続に従い、国家地質情報資料庫の施設内において認められる。
7. 国家機密に該当する地質情報資源へのアクセスについては、キルギス共和国の法令に定める手続に従う。

第3章 地下資源利用権の付与の手続

第17条 地下資源利用の種類

地下は、次に掲げる目的のために利用に供される。

- 1) 地質図作成および広域地質調査、地球物理学的調査その他の学術的調査
- 2) 探査作業
- 3) 探鉱作業
- 4) 鉱物資源の開発(地下水の取水および利用を含む)
- 5) 鉱物資源の開発以外の目的(石油、ガスその他の物質および材料の貯蔵、有害物質の埋設、地熱の利用その他の需要をいう。)で行われる地下の工作物の建設および運営
- 6) 学術的、文化的、歴史的、審美的、保健衛生的その他の意義を有する特別保護物件(学術用および教育用の試験場、地質保護区、洞窟その他の地下空洞をいう。)の形成

第18条 地下資源利用権の付与の根拠

1. 地下資源利用権は、次に掲げるものに基づき発生する。
 - 1) ライセンス
 - 2) 国家登録
 - 3) コンセッション契約
 - 4) 生産物分与契約
2. 次に掲げるものについては、国家登録をしなければならない。
 - 1) 承認された計画に基づき実施される地下の学術研究
 - 2) 個人採掘事業

3) 公募又は入札の対象とならない区域における、建設目的の砂礫材および壤土の採取権

3. 承認された計画に基づき実施される地下の学術研究の国家登録は、地下資源利用所管国家機関が行うものとする。

4. 個人採掘事業の国家登録並びに公募又は入札の対象とならない区域における建設目的の砂礫材および壤土の採取権の国家登録は、地方行政機関が行うものとする。

5. 自然の地表面からの採掘場の深さが2メートル以下である場合における砂礫混合物および壤土の採取は、技術設計を要しない。

採掘場の深さが2メートルを超える場合における砂礫混合物および壤土の採取については、産業安全および環境保全に関する専門家審査に合格した技術設計に従わなければならない。

6. 砂礫混合物および壤土の採取の国家登録は、キルギス共和国閣僚会議が定める手続に従い、地方行政機関が行うものとする。

(改正:2019年7月8日付キルギス共和国法第81号)

2019年7月8日付キルギス共和国法第81号によるキルギス語版第18条の改正

2019年2月5日付キルギス共和国政府決定第43号「砂礫混合物および壤土の採取権の国家登録に関する規程の承認について」参照

第19条 地下資源利用者

1. キルギス共和国の法令に従い設立された法人およびキルギス共和国の法令に基づき個人事業主として登録された自然人(外国人を含む)は、地下資源利用者となることができる。

2. 地下資源利用権の取得および行使に際し、国籍又は登録国を理由として、自然人又は法人をそれぞれ差別してはならない。

3. 外国法人は、地下資源利用権の付与に係る公募若しくは入札に参加し、又は先願主義に基づき地下資源利用権の取得に係る申請を提出する権利を有する。

4. 入札若しくは公募の落札者として認定され、又は先願主義に基づき地下資源利用権の付与の決定を受けた外国法人は、キルギス共和国内に100パーセント出資の子会社を設立し、その名義で地下資源利用権ライセンスを取得しなければならない。

4¹. 金および銀の大規模又は中規模鉱床の利用権の付与に係る入札又は公募の落札者として認定された法人又は自然人(外国の者を含む)は、キルギス共和国内に国が30パーセント以上の持分を有する法人を設立し、その名義で地下資源利用権ライセンスを取得しなければならない。

5. 公募の結果に基づきコンセッション契約又は生産物分与契約が締結された場合、本条第4項の定めは、関連法令に別段の定めがある場合を除き、適用する。

(改正:2022年6月22日付キルギス共和国法第47号)

第20条 地下資源利用者の義務

地下資源利用者は、次に掲げる義務を負う。

- 1) 地下の調査、利用および保全に関するキルギス共和国の法規の定めを遵守すること。
- 2) フィージビリティスタディ又は技術設計に定める規程に従い、主たる鉱物資源、それらと共存する鉱物資源および随伴成分の埋蔵量を地下から可能な限り完全に採取すること。
- 3) 鉱床の開発に当たり、採取され、処理され、および地下に残置される主たる鉱物資源、それらと共存する鉱物資源および随伴成分の埋蔵量を計上すること。

- 4) 鉱物資源の品質若しくは鉱床の工業的価値を低下させ又はその開発を困難にする冠水、水浸、火災その他の要因から、鉱床を保護すること。
- 5) 地下資源利用に係る作業を実施する場合のほか、石油、ガスその他の物質および材料の地下貯蔵、有害物質および生産廃棄物の埋設並びに廃水の排出を行う場合において、地下の汚染を防止すること。
- 6) 鉱物資源の採掘事業所および鉱物資源の採掘に関連しない地下の工作物の休止および廃止に係る所定の手続を遵守すること。
- 7) 鉱物資源の賦存地における無許可の建設を防止し、および当該区域をその他の目的に利用する場合の所定の手続を遵守すること。
- 8) 飲料水又は工業用水の供給のために利用される集水域および地下水の賦存地において、産業廃棄物および一般廃棄物の蓄積を防止すること。
- 9) 鉱物資源の基準超過損失、選択的採掘および鉱床の埋蔵量の毀損を防止すること。
- 10) 地質研究、探鉱され、採取され、および地下に残置される鉱物資源の埋蔵量およびこれらに含まれる成分並びに鉱物資源の採掘に関連しない地下の利用に関する報告書を、毎年、地下資源利用所管国家機関に提出すること。
- 11) 地下資源利用に係る作業を安全に実施すること。
- 12) 法令に定める手続に従い、土地修復措置を実施すること。
- 13) キルギス共和国閣僚会議が定める手続に従い、採取産業透明性イニシアティブ (EITI) 基準に基づく報告を毎年、地下資源利用所管国家機関に提出すること。
- 14) 計器を用いて取水量を計量すること。
- 15) 取水施設が所在する区域および事業主体の敷地内において、地下水の枯渇および汚染を防止すること。
- 16) 節水技術の導入、工業目的の水の再利用および自噴坑井の湧出量を制限する装置の設置により、地下水を合理的に利用すること。
- 17) 国家重要鉱区に係る社会貢献協定の実施に関する年次報告書を、前暦年の終了後30日以内に該当する行政単位の行政機関に提出し、および本法の定めに従い年次報告を提出する際に地下資源利用所管国家機関に提出すること。
- 18) キルギス共和国閣僚会議が定める手続に従い、実質的所有者に関する情報を提供すること。
- 19) キルギス共和国について効力を生じた条約に基づく義務による場合および当該商品又はサービスがキルギス共和国の領域内において生産され、又は提供されていない場合を除き、80パーセント以上の商品およびサービスをキルギス共和国の領域内において調達すること。この場合において、キルギス共和国の領域内において生産され、又は提供される商品又はサービスが地下資源利用者の需要を完全に満たさないときは、当該地下資源利用者は、不足分をキルギス共和国の領域外において調達することができる。ただし、事後に地下資源利用所管国家機関に対し書面により通知しなければならない。
- 20) キルギス共和国について効力を生じた条約の規定に別段の定めがある場合を除き、キルギス共和国の領域内における作業に従事する従業員の総定員のうち、90パーセント以上の労働者をキルギス共和国の国民のうちから雇用すること。

本条の規定は、キルギス共和国閣僚会議が定める制限の範囲内において、国家登録に基づく地下資源利用に適用される。

(改正:2022年6月23日付キルギス共和国法第48号)

第21条 地下資源利用権の有効期間およびその延長の手續

1. 地下資源利用権の有効期間は、次に掲げるとおりとする。
 - 1) 探査作業については、3年以内とし、その後、技術設計に定めるところにより2年以内の期間で延長することができる。
 - 2) 探鉱作業については、4年以内とし、その後、技術設計に定めるところにより3年以内の期間で延長することができる。
 - 3) 鉱物資源の開発については、20年以内とし、その後、鉱物資源の埋蔵量が枯渇するまで延長することができる。
 - 4) 地下水の取水および利用については、10年以内とし、その後、延長することができる。
 - 5) 地質調査および鉱物資源の開発に関連しない施設については、技術設計に定める期間とし、その後、修正された技術設計に規定する期間で延長することができる。
2. 国家登録に基づき付与される地下資源利用権の有効期間は、学術研究作業の計画の実施期間とする。
3. コンセッション契約および生産物分与契約に基づく地下資源利用権の有効期間は、関連法令に定めるところによる。
4. 地下資源利用権ライセンスは、ライセンス保有者が当該ライセンスの有効期間の満了前に申請を提出した場合において、その申請に基づき延長されるものとする。
5. 地下水の取水および利用を目的とする地下資源利用権ライセンスは、次に掲げる要件を満たす場合において、ライセンス保有者の申請に基づき延長されるものとする。
 - a) ライセンスの有効期間の満了前に申請を提出すること。
 - b) 地下水の状態に関する水文地質学的審査に合格していること。
 - c) 当該年の初めからライセンスの有効期間の満了時まで実施された作業に関する報告書を提出すること。
 - d) 坑井が私有である場合において、申請者による地下水の取水について坑井の所有者の同意を得ていること。
6. 地下資源利用権ライセンスの有効期間の延長に関する申請は、その提出の日から30暦日以内に審査されるものとする。
7. ライセンス保有者が所定の期限内に地下資源利用権ライセンスの有効期間の延長に関する申請を提出した場合、当該ライセンスは、その有効期間の満了にかかわらず、地下資源利用所管国家機関が当該延長に関する申請について決定を行うまでの間、引き続き有効とする。

(改正:2019年7月8日付キルギス共和国法第81号および2022年6月23日付同第48号)

第22条 地下資源利用権の付与の手續

1. 地下資源利用権は、次に掲げる方法により付与することができる。
 - 1) 公募
 - 2) 入札
 - 3) 先願主義の適用
 - 4) キルギス共和国閣僚会議による決定
2. 公募は、キルギス共和国閣僚会議の決定に基づき、国家重要鉱区について実施するものとする。
3. 入札は、該当する登録簿に記載された鉱区について実施するものとする。

入札対象鉱区登録簿は、キルギス共和国閣僚会議が定める基準に基づき、地下資源利用所管国家機関が作成し、および承認するものとする。

同登録簿には、入札対象鉱区の隅角点の座標を記載しなければならない。

鉱区に係る入札が2回連続して不成立となった場合、1年以上の中断期間を設けるものとする。

4. 先願主義に基づく地下資源利用権は、次に掲げるものについて付与される。

- 1) 公募又は入札により付与されるものを除く鉱区
- 2) 地質調査および鉱物資源の開発に関連しない鉱区

5. 再度の入札が不成立となった場合、1年以上の中断期間を設けるものとする。

6. コンセッション契約および生産物分与契約に基づく地下資源利用権の付与の手続は、キルギス共和国の個別の法律に定めるところによる。

7. 国境を構成する河川その他の水域の河床又は岸において地下資源利用が行われる場合、地下資源利用権は付与しないものとする。

8. (2021年8月5日付キルギス共和国法第92号による項の削除)

9. (2024年5月6日付キルギス共和国法第82号による項の削除)

(改正:2021年8月5日付キルギス共和国法第92号、2022年6月23日付同第48号および2024年5月6日付同第82号)

第23条 公募の手続

1. 公募は、国家重要鉱区ごとに、キルギス共和国閣僚会議の決定により公告し、および実施するものとする。

2. 公募を実施するため、キルギス共和国閣僚会議は、7名以上の委員で構成される公募委員会を設置するものとする。委員会の委員長はキルギス共和国閣僚会議が任命し、議決権を有しない委員会の書記は地下資源利用所管国家機関が任命するものとする。委員会は、次に掲げる者で構成される。

- 1) キルギス共和国ジョゴルク・ケネシュの議会会派の代表者(各会派が代表者1名を選定する。)
- 2) キルギス共和国閣僚会議が指定する行政機関および公的機関の代表者
- 3) 当該施設が所在する行政単位における地方自治の議事機関および執行機関の長又はその代理者

3. 公募の条件および手続並びに落札者を決定する基準は、公募委員会が作成し、およびキルギス共和国閣僚会議が承認するものとする。

4. 公募の条件には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1) 公募への参加に係る申請の提出の手続および期限。この場合において、申請の提出期限は、公告の日から60日を下回ってはならない。
- 2) 公募への参加に必要な書類の目録
- 3) 公募への参加を認める基準
- 4) 地下資源利用権の最低価格
- 5) 公募への参加に係る手数料および保証金の額
- 6) 地下資源に関する地質情報一式の価額
- 7) 次に掲げる事項を含む、地下資源利用権の特別条件

- a) インフラ施設の建設並びに鉱物資源の採掘および処理の工程の開始の最終期限
- b) 本法第20条第19号および第20号の定め
- c) 土地修復に係る義務
- d) 鉱区が所在する地域社会の社会的および経済的発展に対する投資(社会貢献協定)の最低額
- e) 産業安全および環境保全並びに地下資源の保全および鉱物資源の合理的利用を確保するための一連の措置
- f) 公募の落札者による地下資源利用権の付与の価額の支払期限
- g) 地下資源利用の特別条件の不履行に対する罰則
- g-1) 国が100パーセント出資する法人に対する出資持分の譲渡に関する提案。譲渡される持分の割合を決定する手続は、キルギス共和国閣僚会議が定める。
- h) 公募委員会がそれぞれの鉱区に必要と認めるその他の条件

8) 落札者を決定する手続

5. 公募委員会の事務局は地下資源利用所管国家機関とし、同機関は、次に掲げる業務を行う。

- 1) 地質情報の概要を作成すること。
- 2) 国際的および全国的なマスメディアに公告を掲載し、並びに地下資源利用所管国家機関のウェブサイト当該公告を掲載すること。
- 3) 公募の申請を受理し、および登録すること。
- 4) 公募の条件においてコンセッション契約又は生産物分与契約の締結が定められていない場合、公募委員会の議事録に基づき、公募の落札者に対し地下資源利用権ライセンスを交付すること。

6. 公募は、提出されたいずれの提案も公募の条件を満たさない場合、申請がない場合又は申請が1件のみ提出された場合、不成立とする。

7. 再度の公募の結果、落札者が決定しなかった場合、キルギス共和国閣僚会議は、当該鉱区に係る公募の中断を決定することができる。

8. 公募参加者の費用は、補償しない。

(改正:2022年6月23日付キルギス共和国法第48号)

第24条 入札の手続

1. 地下資源利用所管国家機関は、キルギス共和国閣僚会議が定める規程に基づき、入札を実施するものとする。

入札委員会は、地下資源利用所管国家機関、関係省庁および当該施設が所在する地方行政機関又は地方自治機関の代表者で構成されるものとする。委員会の構成(5名以上とする。)は、地下資源利用所管国家機関の命令により承認するものとする。

委員会の委員長および書記には、地下資源利用所管国家機関の代表者が任命されるものとする。

委員会の書記は、委員会における決定に際して議決権を有さず、委員会の会議の準備および運営に関する業務を行い、委員会の議事録を作成し、および採決における委員の票の集計を行うものとする。

2. 入札に関する公告は、入札期日の45日前までに、マスメディアおよび地下資源利用所管国家機関のウェブサイトに掲載するものとする。

3. 入札は、公開とする。

4. 入札に付される鉱区の開始価格は、ボーナスおよび地下資源に関する地質情報の価額の合計額を下回ってはならない。

入札に付される各鉱区に係る必要な地下資源に関する地質情報の量は、地下資源利用所管国家機関が定めるものとする。

5. 入札の落札者は、地下資源利用権の取得に対して最も高い価格を提示した入札参加者とする。

金および銀の大規模又は中規模鉱床の開発を目的とする地下資源利用権に係る入札の落札者は、地下資源利用権の取得に対する最も高い価格および国に対する最も高い持分を提示した入札参加者とする。譲渡される持分の割合を決定する手続は、キルギス共和国閣僚会議が定める。

6. 地下資源利用権は、入札委員会の議事録に基づき、入札の落札者に付与されるものとする。

7. 入札参加者の費用は、補償しない。

(改正:2022年6月23日付キルギス共和国法第48号および2024年5月6日付同第82号)

第25条 先願主義に基づく地下資源利用権の付与の手続

1. 先願主義に基づく地下資源利用権の付与は、地下資源利用所管国家機関が行うものとする。

2. 先願主義に基づく地下資源利用権を取得するため、申請者は、地下資源利用所管国家機関に申請を提出するものとする。

3. (2021年8月5日付キルギス共和国法第92号による項の削除)

4. 先願主義に基づく地下資源利用権の付与の手続は、キルギス共和国閣僚会議が定める。

(2021年8月5日付キルギス共和国法第92号による改正)

第25¹条 キルギス共和国閣僚会議の決定に基づく地下資源利用権の付与の手続

1. キルギス共和国閣僚会議の決定に基づく地下資源利用権は、資本金の3分の2以上の持分を国が有する事業主体および国有企業に対してのみ付与される。

キルギス共和国閣僚会議が地下資源利用権の付与に関する決定を行った場合、公募又は入札を要しない。

2. キルギス共和国閣僚会議の決定に基づく地下資源利用権の付与の手続は、キルギス共和国閣僚会議が定める。

(改正:2021年8月5日付キルギス共和国法第92号および2022年6月22日付同第47号)

2021年8月23日付キルギス共和国閣僚会議決定第148号「キルギス共和国閣僚会議の決定に基づく地下資源利用権の付与の手続の承認について」参照

第26条 地下資源利用権の停止および消滅

1. 地下資源利用所管国家機関は、次に掲げる場合、停止の理由を明記し、かつ、違反の是正を命じた上で、3か月以内の期間で地下資源利用権を停止することができる。

- 1) キルギス共和国の法令に規定する地下資源の保全、環境保全および産業安全の定めに違反し、地下資源利用に係る作業の影響が及ぶ区域において労働し、又は居住する人の生命又は健康に直接的な脅威をもたらした場合
- 2) キルギス共和国の法令に定める期限内に、地質作業および採掘作業の実施に関する報告書又は鉱物資源の埋蔵量の動態に関する報告書を提出しなかった場合
- 3) 地質作業および採掘作業の実施又は鉱物資源の埋蔵量の動態に関する報告書に不実の情報を記載して提出した場合
- 4) 土地修復のための資金の積立てに関する定めを履行しなかった場合
- 5) ボーナス又はライセンス料を支払期限内に支払わなかった場合
- 6) ライセンス保有者である法人の出資者の変更が、キルギス共和国の租税法令に定めるところによりボーナスの支払を伴うものである場合において、当該変更について所定の期限内に地下資源利用所管国家機関に通知しなかった場合

公募により割り当てられる国家重要鉱区登録簿に記載された鉱区に係る地下資源利用権について、ライセンス保有者が社会貢献協定の条件に定める義務を履行せず、又は適切に履行しなかった場合、地下資源利用所管国家機関は、当該地下資源利用権を3か月間停止するものとする。

2. 鉱業用財産を良好、無事故かつ人および環境にとって安全な状態に維持するため、本条第1項第1号の規定に基づき地下資源利用権の停止を招いた原因の是正が当該停止期間内に不可能である場合、地下資源利用所管国家機関は、地下資源利用者の理由を付した申請に基づき、違反を是正するための期間を延長することができる。期間の延長に関する申請は、地下資源利用権ライセンスの停止期間が満了する5日前までに提出するものとする。

3. 地下資源利用権の消滅の事由は、次に掲げるとおりとする。

- 1) 地下資源利用者が地下資源利用権を放棄したこと。
- 2) ライセンス保有者が所定の期間内に地下資源利用権ライセンスの延長又は転換に関する申請を提出しなかった場合において、当該ライセンスの有効期間が満了したこと。
- 3) 必要なすべての専門家審査に合格した技術設計又は作業の実施に係るライセンス契約を有しないで作業を実施したこと。
- 4) 地下資源利用権の停止を招いた原因を期限内に是正しなかったこと。
- 5) 地下資源利用権が停止されている期間中に、地下資源利用を目的とする作業を実施したこと。
- 6) 会社の実質的所有者に関する情報を提出せず、又は当該情報に不実があることが判明したこと。
- 7) 公募により付与された国家重要鉱区に係るライセンスを除き、2年を超えて作業設計に係るライセンス契約の条件に違反したこと。
- 8) (2024年6月27日付キルギス共和国法第106号に基づき失効)

4. 公募により割り当てられる国家重要鉱区登録簿に記載された鉱区に係る地下資源利用権の消滅に関する追加的事由は、次に掲げるとおりとする。

- 1) 公募の対象となった鉱区に係る公募の条件に定める地下資源利用権の価額および罰則を支払わず、又は期限内に支払わなかったこと。
- 2) 1回の延長後において、産業安全、環境保全および地下資源の保全に係る専門家審査に合格した技術設計を期限内に提出しなかったこと。

5. 地下資源利用権の消滅は、地下資源利用所管国家機関の決定により行う。地下資源利用権を付与する決定を無効とする裁判が効力を生じた日から、当該権利は消滅する。

6. 地下資源利用権の停止又は消滅に関する地下資源利用所管国家機関の決定は、決定の日から効力を生じる。決定の事由を明記した地下資源利用権の停止又は消滅に関する地下資源利用所管国家機関の決定は、決定の日から10営業日以内に地下資源利用者に送付するものとする。地下資源利用所管国家機関の決定については、裁判所に訴えを提起することができる。

7. 不可抗力が発生した場合、地下資源利用権は、地下資源利用者の申請に基づき、その存続期間中、停止されるものとする。地下資源利用所管国家機関は、当該申請の提出の日から10営業日以内に、拒絶の理由を明記して地下資源利用権の停止を拒絶することができる。不可抗力の存続期間中、地下資源利用権ライセンスの有効期間およびライセンス条件の履行期限は、当該期間分延長されるものとする。

(改正:2022年6月23日付キルギス共和国法第48号、2024年6月27日付同第106号)

第27条 地下資源利用権の消滅の効果

1. 地下資源利用権の消滅は、地下資源利用者の次に掲げる義務を免除するものではない。

- 1) 土地修復および鉱業用財産の廃止
- 2) 後続の地下資源利用権の保有者に引き渡すまでの間における、鉱業用財産の休止およびこれを良好、無事故かつ人および環境にとって安全な状態に維持すること。
- 3) 国家地質情報資料庫に対する地質情報および一次資料の引渡しを行うこと。
- 4) 地下水の汚染および枯渇を防止すること。

2. 鉱業用財産の所有権の移転は、地下資源利用権を喪失した者と新たな地下資源利用権の所有者との間の契約に定めるところによる。

3. 鉱業用財産の所有権の移転に係る契約が、後続のライセンス保有者に対するライセンスの交付の日から90日以内に締結されなかった場合、当該ライセンス保有者は、残置された鉱業用財産の所在地を管轄する裁判所に対し、地下資源利用権を喪失した者を被告として、当該ライセンス保有者の技術設計に定めるところにより利用されるべき鉱業用財産の売買契約を締結することを義務付けること、および当該ライセンス保有者が地下資源利用権を喪失した者に対して支払う補償の額を決定することを求める訴えを提起することができる。

4. ライセンス保有者が自己に所有権が属しない鉱業用財産を利用した場合、地下資源利用権を喪失した当該鉱業用財産の所有者は、裁判所に訴えを提起することができる。

5. (2021年6月26日付キルギス共和国法第81号による項の削除)

(改正:2021年6月26日付キルギス共和国法第81号)

第28条 個人採掘事業

台帳に記載されていない砂鉱の鉱化作用を伴う鉱区は、キルギス共和国閣僚会議が承認する規程に定めるところにより、個人採掘の方式により開発することができる。

第4章 地下資源利用権のライセンス付与

第29条 地下資源利用権のライセンス付与

1. 次に掲げるものを除くほか、すべての種類の地下資源利用権については、ライセンスを付与するものとする。

1) コンセッション契約に基づく地下資源利用権

2) 国家登録

2. 地下資源利用者に付与される地下資源利用権ライセンスの数は、制限しないものとする。

3. ライセンス保有者は、地下資源利用権ライセンスを取得した後、キルギス共和国の租税法令に定める手続に従い、かつ、その規定する期限内に、ボーナスを納付し、地下資源利用権ライセンスの有効期間の初年度に係るライセンス維持手数料を納付し、および地下資源利用所管国家機関に納付の事実を証明する書類を提出しなければならない。

4. ライセンス保有者は、地下資源利用権ライセンスを取得した後、産業安全、環境保全および地下資源の保全に関する専門家審査に合格した技術設計を作成し、これを地下資源利用所管国家機関に提出するものとする。

5. 国家重要鉱区に係る技術設計の提出期限は、公募の条件に定めるものとする。この場合において、技術設計の提出期限は、当初の期間を超えない期間で1回に限り延長することができる。

6. 本法に規定する場合を除くほか、必要なすべての専門家審査に合格した技術設計又はライセンス契約を有しないで、作業を行ってはならない。

地下資源利用のライセンス付与の手続および条件は、キルギス共和国閣僚会議が定める規程において規定するものとする。

(改正:2020年3月23日付キルギス共和国法第29号および2022年6月22日付同第47号)

第30条 社会貢献協定

1. 社会貢献協定は、鉱区が所在する地域の社会的および経済的發展プログラムに基づき策定するものとする。当該協定は、地下資源利用者と当該行政単位の執行機関との間で締結するものとする。

2. 社会貢献協定を作成する義務は、鉱物資源の探鉱および開発の段階にある国家重要鉱区に限り適用されるものとする。この場合において、社会貢献協定には、公募対象鉱区が所在する地域の地元社会の生活環境への投資プログラム(人材育成、地元住民の雇用、インフラストラクチャーの整備その他の条件)が含まれるものとする。

3. 社会貢献協定は、技術設計の作成段階において地下資源利用所管国家機関に提出するものとする。

社会貢献協定の履行に関する報告は、年次報告の提出に際し、提出するものとする。当該報告には、少なくとも、履行の段階および期限、結果並びに前暦年中に生じた費用に関する情報が含まれなければならない。

地下資源利用所管国家機関は、社会貢献協定および年次報告を受領した日から10日以内に、自らのウェブサイトにおいて公表するものとする。

第31条 地下資源利用権ライセンスの両立

1. 探査作業、探鉱作業又は開発のための地下資源利用権ライセンスが付与された鉱区について、第三者は、ライセンス保有者の同意を得ることなく、有効な地下資源利用権ライセンスに規定されておらず、かつ、異なる区分に属する種類の鉱物資源に係る、探査作業、探鉱作業又は開発のための地下資源利用権ライセンスを取得することができる。

2. 重複ライセンス区域において申請されていない種類の鉱物資源を発見したときは、地下資源利用権ライセンスの保有者は、そのライセンスにおいて当該発見された種類の鉱物資源が規定されている他のライセンス保有者に対し、当該発見された鉱物資源に関する情報を買取ることを提案することができる。

第32条 地下資源利用権ライセンスおよびライセンス契約の内容

1. 地下資源利用権ライセンスは、ライセンス機関の名称、キルギス共和国の国章、一連番号およびライセンス付与に関する情報が付された、所定の様式による管理番号付公式書式とする。

2. 地下資源利用権ライセンスには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1) 地下資源利用権ライセンスの英数字コード
- 2) 地下資源利用の種類
- 3) ライセンス保有者の名称および基本事項
- 4) 地下水の坑井の番号(泉の名称)
- 5) 鉱物資源の種類
- 6) ライセンス鉱区が所在する行政単位
- 7) 地下資源利用権ライセンスの当初の交付日、延長日および有効期間
- 8) ライセンス機関の長の印章および署名

3. 地下資源利用権ライセンスの不可分の一部であるライセンス契約には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1) 地下資源利用権ライセンスの英数字コード
- 2) ライセンス契約の番号および締結日
- 3) ライセンス機関およびライセンス保有者の名称
- 4) 隅角点の座標およびライセンス区域の面積
- 5) 作業の目的
- 6) 地下資源利用の手続および条件
- 7) 地下資源利用権ライセンスの担保権の設定に関する情報
- 8) 報告期限
- 9) 追加の情報および条件
- 10) ライセンス機関の長の印章および署名
- 11) 当事者の署名および印章

4. 地下資源利用権ライセンスの不可分の一部である、地下水の取水および利用に係るライセンス契約には、次に掲げる事項を追加して記載するものとする。

- 1) 坑井又は泉の産出量、埋蔵量およびそのカテゴリー
- 2) 地下水の種類
- 3) 坑井又は泉の坑口の所在地
- 4) 地下水の利用目的
- 5) 地下水の坑井(泉)に係る坑井水源保護区域の範囲
- 6) 合意された地下水の取水量
- 7) 観測報告の期限

第33条 探査作業のための地下資源利用権ライセンス

1. 探査作業を実施するための地下資源利用権ライセンスは、ライセンス保有者に対し、ライセンス区域内において申請された種類の鉱物資源の探査作業を実施する排他的権利を与えるものとする。

2. 探査作業のライセンス区域の最大面積は、制限しないものとする。

3. ライセンス保有者は、ライセンス区域を縮小することができる。区域の縮小は、ライセンス保有者の申請に基づき、縮小される区域における損なわれた土地の修復が行われた後、地下資源利用所管国家機関が当該区域において実施された作業の結果に関する情報(報告書)を受領した後に、行うものとする。縮小される区域において作業が実施されなかった場合には、地下資源利用者および土地の権利者が参加して作成された、土地の完全性が損なわれていないことを証明する文書を提出するものとする。

4. 設計段階において区域を縮小する場合には、縮小される区域において実施された作業の結果に関する情報(報告書)の提出および損なわれた土地の修復は、要しない。

5. ライセンス保有者は、探査作業の完了に関する最終報告書を提出した後、探査作業のための地下資源利用権ライセンスを探鉱作業のための地下資源利用権ライセンスに転換する排他的権利を有する。

6. 国の負担で実施される探査作業については、ボーナスおよびライセンス維持手数料を課さない。

7. 次に掲げる種類の鉱物資源については、探査作業の実施を要しない。

- 1) 砂礫鉱徴地
- 2) 壤土
- 3) 飾り石
- 4) 地下水

(改正:2020年3月23日付キルギス共和国法第29号)

第34条 探鉱作業のための地下資源利用権ライセンス

1. 探鉱作業を実施するための地下資源利用権ライセンスは、ライセンス保有者に対し、ライセンス区域内において申請された種類の鉱物資源の探鉱作業を実施する排他的権利を与えるものとする。

2. ライセンス保有者は、ライセンス区域を縮小することができる。区域の縮小は、ライセンス保有者の申請に基づき、縮小される区域における損なわれた土地の修復が行われた後、地下資源利用所管国家機関に当該区域において実施された作業の結果に関する情報(報告書)を提出した後に、行うものとする。縮小される区域において作業が実施されなかった場合には、地下資源利用者および土地の権利者が参加して作成された、土地の完全性が損なわれていないことを証明する文書を提出するものとする。

3. 設計段階において区域を縮小する場合には、縮小される区域において実施された作業の結果に関する情報(報告書)の提出および損なわれた土地の修復は、要しない。

4. キルギス共和国国家鉱物資源埋蔵量台帳に鉱物資源の埋蔵量が登録された後、ライセンス保有者は、探鉱作業のための地下資源利用権ライセンスを、探鉱済みの鉱床の開発のための地下資源利用権ライセンスに転換する排他的権利を有する。

5. 国の負担で実施される探鉱作業については、ボーナスおよびライセンス維持手数料を課さない。

(改正:2020年3月23日付キルギス共和国法第29号)

第35条 鉱床の開発のための地下資源利用権ライセンス

1. 鉱床の開発のための地下資源利用権ライセンスは、ライセンス保有者に対し、次に掲げる排他的権利を与えるものとする。

- 1) 採掘鉱区内における、申請された種類の鉱物資源に係る深度の制限のない地質調査

2) 採掘鉱区内における鉱物資源の開発(人工鉱物集積物の開発を除く)(必要なすべての準備作業を実施する権利を含む)

2. 地下資源利用者は、キルギス共和国の法令に定める手続に従い、採取された鉱物資源に対する所有権をその採掘の時から取得する。当該権利は、地下資源利用権の消滅後も存続する。

人工鉱物集積物に含まれる鉱物資源は、キルギス共和国の所有に属し、キルギス共和国閣僚会議は、人工鉱物集積物の再処理に係る優先権を有する。

3. 鉱床の開発のための地下資源利用権ライセンスは、その埋蔵量が埋蔵量委員会およびキルギス共和国国家地下水台帳に登録されているライセンス対象物に対して、交付されるものとする。

4. 緊急の場合において、非常事態の防止又は復旧の目的で行う護岸工事のために非常事態所管国家機関の申請に基づき、および道路建設のために交通に関する所管国家機関の申請に基づき、地下資源利用所管国家機関の同意を得て、かつ、実施した作業について同機関に通知することにより、地下資源利用権ライセンスを取得することなく砂利等の開発を行うことができる。

この場合において、技術設計は要しない。天然の泉の湧出部(その埋蔵量は、湧水地の産出量に基づき簡易に評価される。)のライセンス付与は、キルギス共和国閣僚会議が定める手続に従い、当該湧出部が登録され、かつ、キルギス共和国国家地下水台帳に計上されることを条件として、行われるものとする。

5. 貴金属および随伴して採取される金属を含む鉱石、精鉱および廃棄物の、キルギス共和国の領域からの持出しおよび同領域への持込みの手続は、キルギス共和国閣僚会議が定める。

6. 主たる鉱物資源の随伴鉱物資源に該当する異なる区分の鉱物資源を、ライセンスに含めることができる。

(改正:2021年6月26日付キルギス共和国法第81号)

第36条 国の発注による作業の実施

1. 探査作業および探鉱作業の実施に関する国の発注は、地下資源利用所管国家機関により策定され、かつ、国の負担で賄われるものとする。

2. 国の発注による作業を実施する組織は、他の地下資源利用者の権利を侵害しないことを条件として、地下資源利用所管国家機関との間の書面による協定に基づき、地下資源利用権ライセンスを取得することなく当該作業を実施するものとする。

3. 国の発注による地下資源利用については、ボーナスおよびライセンス維持手数料を課さない。

(改正:2020年3月23日付キルギス共和国法第29号)

第37条 地下資源の地質調査および鉱床の開発に関連しない地下資源利用権ライセンス

1. 地下資源の地質調査および鉱床の開発に関連しない地下資源利用権ライセンス(石油およびガスの地下貯蔵施設、地下倉庫、工作物その他。)は、ライセンス保有者に対し、採掘鉱区内において技術設計に従い作業を実施する権利を与えるものとする。

2. 地下資源の地質調査および鉱床の開発に関連しない地下資源利用権ライセンスに係るライセンス維持手数料は、課さない。

(改正:2020年3月23日付キルギス共和国法第29号および2022年6月23日付同第48号)

第38条 地下資源利用権ライセンスの担保および譲渡

1. ライセンス保有者は、キルギス共和国法「担保について」の要件および本法に定める特別に従い、担保契約に基づき、地下資源利用権を第三者に担保に供することができる。

2. 地下資源利用権の担保契約は、地下資源利用所管国家機関において国家登録を受けなければならない。

登録がない場合、地下資源利用権の担保契約は無効であるものとし、同契約に基づく権利は効力を有しないものとする。

地下資源利用権を担保に供することは、法律に規定する場合における地下資源利用権の停止および消滅を妨げない。

3. 担保契約に基づく地下資源利用権に対する担保権の実行は、その国家登録の日から6か月を経過した後でなければ、行うことができない。

4. 地下資源利用権に対する担保権を実行した結果、ライセンスが他の者に移転したときは、ライセンスの書換えの事由となるものとする。

5. ライセンス保有者は、作業の実施に関するライセンス契約の締結の日から2年を経過した後、他の者が有効なライセンス契約の条件に従うことを保証して、ライセンスに基づく権利を当該他の者に譲渡することができる。ライセンスの譲渡は、地下資源利用者がボーナス、ロイヤルティおよび地下資源利用に係る支払金を滞納していない場合に限り、行うことができる。

民法法令に規定する包括承継の結果としての、相続による地下資源利用権の譲渡をしてはならない。

担保権の実行の結果として地下資源利用権を取得した商業銀行は、本項に規定する期間によらず、地下資源利用権を他の者に譲渡することができる。

6. 担保権を実行し、又はライセンスに基づく権利を譲渡した結果、ライセンスが他の者に移転したときは、ライセンスの取得とみなし、かつ、民法法令に規定する包括承継の結果としてライセンスに基づく権利が移転する場合を除くほか、キルギス共和国の租税法令に規定するボーナスの納付を伴うものとする。

7. 地下資源利用権の登録および書換えの手続は、キルギス共和国閣僚会議の決議により承認される、地下資源利用ライセンス付与手続に関する規程において規定されるものとする。

(改正:2020年3月23日付キルギス共和国法第29号)

第39条 地下資源利用権ライセンスの変更、追加および転換

1. ライセンス保有者又はライセンス機関の提議に基づき、かつ、相互の同意を得て、地下資源利用権ライセンスおよびライセンス契約に変更および追加を行うことができる。

2. 地下資源利用所管国家機関は、30日以内に、地下資源利用権ライセンスおよびライセンス契約に変更および追加を行うものとする。

3. 本法に規定する場合における地下資源利用権ライセンスの転換については、ライセンス保有者は、ライセンスの有効期間が満了するまでに、地下資源利用所管国家機関に申請を行うことができる。

4. 地下資源利用権ライセンスの転換に関する申請は、30暦日以内に検討されるものとする。

第5章 地下資源利用者と土地の権利者との関係

第40条 土地の利用権

1. 地下資源利用権を取得した地下資源利用者には、地下資源利用の期間中、探査作業、探鉱作業並びに鉱床の開発並びに生産施設およびインフラストラクチャー施設の建設に関する作業を実施するための土地の利用が保障されるものとする。

2. 鉱物資源の探査、探鉱並びに開発並びに生産施設およびインフラストラクチャー施設の建設に関する作業を実施するために、ある区分から他の区分への土地の転用を行うことは、要しない。

3. 鉱床の開発並びに生産施設およびインフラストラクチャー施設の建設のための土地は、一時使用として地下資源利用者に提供されるものとする。

4. 地下資源の地質調査(探査および探鉱)に際しては、土地の収用は行われず、地下資源利用者は、地質に関する作業を実施することについて土地の権利者の書面による同意を得るものとする。

5. 私有に属する又は一時使用に供されている土地の一時使用権は、地下資源利用者との契約に基づき、土地の所有者又は土地の権利の利用者により付与されるものとする。

6. 鉱区の開発のための土地の利用権は、本法に定めるところにより、地下資源利用権の消滅に伴い消滅するものとする。

地下資源利用所管国家機関は、不動産の権利の登録に関する所管国家機関に対し、地下資源利用権の消滅について通知するものとする。

7. 地下資源利用権を第三者に譲渡する場合には、当該第三者には土地の一時使用権も移転するものとする。

8. 地下資源利用のための土地の提供の手続は、キルギス共和国閣僚会議が定める。

9. ライセンス保有者により申請された土地が、これより前に地下資源利用権ライセンスを取得した他のライセンス保有者に割り当てられている場合には、新たなライセンス保有者は、技術設計に従い、土地の利用の手続について土地の権利者と協議しなければならない。

10. ライセンス区域が、地下資源利用の種類にかかわらず、国境地域に属する場合には、キルギス共和国の国境の警備および防衛に関する所管国家機関の書面による同意を取得しなければならない。

第41条 地下資源利用における透明性の確保

1. 国家重要鉱区登録簿および入札対象鉱区登録簿は、マスメディアおよび地下資源利用所管国家機関のウェブサイトに掲載し、その後更新するものとする。

2. 地下資源利用権に係る公募および入札の実施に関する公告は、公募および入札の実施の期日および条件を含め、国際的および全国的なマスメディアに掲載し、かつ、地下資源利用所管国家機関のウェブサイトに掲載しなければならない。

3. 実施された公募又は入札の結果は、署名の日から30暦日以内に地下資源利用所管国家機関のウェブサイトに掲載するものとする。議事録には、少なくとも、公募の提案の評価基準、公募又は入札の参加者の名簿、並びに公募又は入札の落札者およびその選定の理由を記載するものとする。

4. 地下資源利用権が消滅した場合には、地下資源利用所管国家機関は、消滅の日から10日以内に、その旨の告知を公表するとともに、地下資源利用権の再付与の方法として、公募、入札又は先願主義のいずれかを指定するものとする。

5. 地下資源利用権が消滅した鉱区について先願主義により地下資源利用権を付与する場合には、地下資源利用所管国家機関は、当該申請の登録の日から10日以内に、ライセンスに係る新たな申請がなされた旨の告知を自らの公式ウェブサイトに掲載するものとする。

6. 公募又は入札の実施により付与されたすべてのライセンスおよびライセンス契約は、本法の公布の日から6か月以内に、地下資源利用所管国家機関のウェブサイトに掲載するものとする。

地下資源利用所管国家機関は、ライセンス保有者の名称、ライセンス区域の地理座標、ライセンス取得申請日、ライセンス交付日、ライセンスの有効期間および種類、実質的所有者に関する情報並びに鉱物資源の種類を含む、各ライセンスに関する詳細なデータの一覧を作成するものとする。当該一覧は、地下資源利用所管国家機関のウェブサイトに掲載するものとし、新たなライセンスの交付又は有効なライセンスの変更の日から10日以内に更新するものとする。

第42条 一時使用権が他の地下資源利用者に付与されている土地に係る地役権

1. 一時使用権が他の地下資源利用者に付与されている土地に係る、任意による又は裁判所の決定により設定される地役権は、次に掲げる場合に生じるものとする。

- 1) 用地の範囲内に敷設された、幹線道路、幹線鉄道、導水路、石油・ガスパイプライン、電線路その他の地方および国の重要な工作物の保守および修理を行う場合
- 2) 採掘鉱区内の非常事態を復旧するために、隣接する用地又は隣接しない用地からの立入りがより迅速に可能となる場合
- 3) 国のプログラムおよび計画に基づく、地質調査作業、地球物理探査作業、地形測量作業、鉱山測量作業、考古学的調査作業その他の調査作業を実施する場合

2. 一時使用権が他の地下資源利用者に付与されている土地に係る地役権については、キルギス共和国民法典およびキルギス共和国土地法典に定める規定を適用するものとする。

第6章 地下資源利用に関する国の規制

第43条 地下資源利用における地下資源および環境の保全並びに産業安全に関する国家監督

1. 地下資源利用における国による地下資源および環境の保全並びに産業安全に関する国家監督の任務は、次に掲げるとおりとする。

- 1) すべての地下資源利用者による地下資源、産業安全および環境保全に関する法令の遵守
- 2) 地下資源利用における国の経済的利益の保護
- 3) 地下資源利用による有害な影響の防止、最小化および除去

2. 国家保有地下資源の区域内における自然保護地域の指定は、地下資源利用所管国家機関の同意を得なければ、することができない。

第44条 地下水の利用の規制に関する特則

1. この条に定める条件を遵守する場合には、地下資源利用権ライセンスを取得しないで水文地質坑井を掘削することができる。

2. 産業安全、環境保全および地下資源の保全に関する審査に合格した掘削設計を有しないで、又は特別の許可を有しないで、深度30メートルを超える水文地質坑井を掘削してはならない。

3. 地下水の取水および利用は、ライセンスを受けなければならない。ただし、事業活動および消火に関連しない自己の需要のために個人が行う場合は、この限りでない。

第45条 取水坑井の国家台帳

1. 深度30メートルを超える取水坑井を掘削した者又は有する者は、掘削が完了した日から30日以内に、地下資源利用所管国家機関に対し、坑井の仕様を通知しなければならない。

地下資源利用所管国家機関は、取水坑井の登録および台帳への記載を行うものとする。

2. この条第1項の規定に違反した場合には、行政責任に関する法令に基づき、責任を負う。

3. 地下水の利用者は、坑井の産出量が十分である場合には、共同で取水することができる。ただし、当該坑井が私有に属するときは、その所有者の同意を得なければならない。

第46条 独占の禁止

次に掲げる事項を目的とするいかなる行為も、禁止し、又は法令の定めるところにより無効とする。

- 1) 法人および個人による公募および入札への参加を制限すること。
- 2) 地質調査又は鉱床の開発においていずれかのライセンス保有者の独占的状态を生じさせること。
- 3) 地下資源利用において優越的地位を占める事業主体と競合する法人および個人を差別すること。
- 4) 隣接の有無を問わず、用地、採掘鉱区および地質調査鉱区の利用権の付与において差別すること。

第47条 学術上又は文化上特別な価値を有する鉱区の保全

1. 露頭、古生物学上の対象物その他の学術上および文化上特別な価値を有する鉱区は、地下資源利用所管国家機関の意見に基づき、地質保護区、保全地区、天然記念物又は史跡に指定することができる。これらの保護区、保全地区、天然記念物および史跡の保全を損なういかなる活動も、してはならない。

2. 地下資源利用に当たり、露頭、隕石、古生物学上、考古学上その他の学術上又は文化上の価値を有する対象物を発見した場合には、地下資源利用者は、直ちにその旨を地下資源利用所管国家機関に通報しなければならず、かつ、その後の学術調査を妨げてはならない。

この場合において、地下資源利用者は、記念物・歴史・文化保護所管国家機関の同意を得るまでの間、地下資源利用に係る作業を中止しなければならない。

第48条 鉱物資源賦存地における建設の条件

1. 地下資源利用所管国家機関から、建設予定地(取水施設および水源保護区域を含む)の地下における鉱物資源(地下水を含む)の有無に関する情報を取得するまでは、居住地、工業団地その他の施設の設計および建設をしてはならない。

2. 鉱物資源賦存地における建設および鉱物資源の開発に関連しない地下の工作物の当該賦存地への設置は、地下資源利用所管国家機関と協議の上、次に掲げる場合に限り、認められる。

- 1) 将来の開発により予測される地表面の変形量が、建設対象施設の許容値を超えないとき。
- 2) 建設対象施設の用地が、採掘済みの鉱床の上方に選定されたとき。
- 3) 施設の建設および供用が水質保全に関する基準に違反しないとき。

3. 鉱物資源賦存地における無許可の建設は、支出した費用並びに土地修復および建設された施設の撤去に要した費用の補償を受けることなく、中止するものとする。

第49条 鉱業用財産の廃止又は休止

1. 鉱床の開発又は地質調査に使用された鉱業用財産について、継続して利用することが経済上適当でない場合又は地下資源利用権が消滅した場合には、当該鉱業用財産を廃止し、又は休止し、かつ、土地の修復をしなければならない。鉱業用財産の廃止又は休止の作業は、地下資源利用のために供与された土地の修復の作業に先立って行うものとする。

2. 休止に当たっては、鉱業用財産を、休止の期間中、当該財産および鉱床の保全並びに住民および環境の安全を確保する状態にしなければならない。

3. 鉱業用財産の廃止又は休止に当たっては、鉱山測量、地質および技術に関する書類を地下資源利用所管国家機関に保管のため提出するものとする。

4. 地下資源利用に係る鉱業用財産の廃止又は休止の作業および土地修復の作業は、技術設計に基づき行うものとする。

5. 地下資源利用に係る鉱業用財産の廃止又は休止の作業および土地修復の作業の手続は、キルギス共和国閣僚会議が定める。

6. 地下資源利用に係る鉱業用財産の廃止又は休止の作業および土地修復の作業は、ライセンス保有者が探鉱、鉱床の開発、地下水の取水又は鉱床の開発に関連しない地下の工作物の建設を開始した時から毎月拠出し、および積み立てる土地修復基金の資金をもって行うものとする。休止の作業は、地下資源利用者が行うものとする。

7. 地下資源利用において毀損された土地の修復は、土地修復に係る技術設計に基づき行うものとする。地下水の取水の場合には、土地の修復を要しない。ただし、地下水の取水が、その設置により土地の毀損を伴うインフラストラクチャーおよび技術的施設を有する技術設計に基づき行われる場合は、この限りでない。取水坑井は、これを廃止しないものとし、水資源管理所管国家機関の同意を得た設計に基づき休止し、同機関に移管するものとする。

8. 土地修復の作業は、地下資源利用者の負担で行うものとする。

9. 土地修復の作業を実施するための担保は、地下資源利用者が土地修復基金を設置することとする。

10. 土地修復の作業およびその完了検査並びに土地修復基金の設置の手続は、キルギス共和国閣僚会議が定める。

11. 土地修復基金の資金は、キルギス共和国閣僚会議が指定する銀行に積み立てるものとする。当該銀行は、キルギス共和国の経済発展のため、融資又は投資として当該資金を運用することができる。この場合において、当該銀行は、当該資金の返還の義務を負う。

地下資源利用者又は土地の権利者は、土地修復基金の資金を、他の目的(債務の弁済又は未納の租税若しくは関税の納付を含む)のために支出し、又は使用することができない。

12. 地下資源利用者の破産若しくは企業の解散又は地下資源利用者たる個人の死亡の場合には、土地修復基金の資金は、地下資源利用所管国家機関の指示により、土地修復の作業のため、土地の権利者の口座に払い込むものとする。

13. 地下資源利用権を第三者に移転した場合(担保権の実行又は包括承継による移転の場合を含む)には、当該第三者がすべての義務を承継するものとする。

(改正:2021年6月26日付キルギス共和国法第81号および2022年6月23日付同第48号)

第50条 技術設計の審査の手続

1. 所要の作業に係る技術設計(地下水の取水および利用に係るものを除く)は、産業安全、環境保全および地下資源の保全に関する基準への適合について審査を受けなければならない。

地下水の取水および利用に係る設計は、環境保全に関する基準への適合について審査を受けなければならない。

2. 審査を行う所管国家機関は、技術設計の受理の日から次に掲げる期間内に、所定の審査のすべてを完了しなければならない。

- 1) 国家重要鉱区については、3か月以内
- 2) その他のすべての鉱区については、1か月以内

3. 技術設計の審査は、所管国家機関又は独立の審査員が行うものとする。地下資源利用者は、産業安全および地下資源の保全に関する部分について、国の審査に代えて、自己の技術設計の独立審査を求めることができる。

国家重要鉱床並びに金属鉱物資源、石油およびガスに係る鉱床および鉱区については、地下資源の保全に関する部分について技術設計の独立審査をすることができない。

国家重要鉱床、石炭、金属鉱物資源、石油およびガスに係る鉱床および鉱区並びに技術設計において発破作業が定められているその他の鉱物資源に係る鉱床および鉱区については、産業安全に関する部分について技術設計の独立審査をすることができない。

4. 独立審査の結果は、地下資源利用所管国家機関において登録を受けた後に、効力を生じる。独立の審査員の認定並びに審査の実施および審査結果の作成の手続は、キルギス共和国閣僚会議が定める。

5. 独立の審査員は、キルギス共和国の刑事法令に基づき責任を負う。

6. 地下資源の保全および産業安全に関する部分の技術設計の審査および審査結果の作成の手続は、キルギス共和国閣僚会議が定める。

第51条 地下資源利用に係る課税

1. 地下資源利用者に適用される課税制度は、キルギス共和国の租税法令並びにコンセッション契約および生産物分与契約に関する法令の定めるところによる。

2. (2020年3月23日付キルギス共和国法第29号による項の削除)
(改正:2020年3月23日付キルギス共和国法第29号)

第7章 紛争の解決および地下資源に関する法令の違反に対する責任

第52条 地下資源利用権に関する紛争の解決の手続

地下資源利用権に関する紛争は、キルギス共和国の法令の定めるところにより解決する。

第53条 地下資源に関する法令の違反に対する責任

1. 行為又は不作為によりキルギス共和国の地下資源に関する法令に違反した者は、キルギス共和国の法令に基づき、行政上、刑事上その他の責任を負う。

2. 地下資源に関する法令の違反は、次に掲げるとおりとする。

- 1) 作業員および住民の安全を脅かし、又は地下資源若しくは環境を汚染するおそれのある方法で地下資源利用に係る作業を行うこと。
- 2) 鉱物資源賦存地における無許可の建設

- 3) 無許可の地下資源利用
- 4) 不合理な選択的採掘、鉱物資源の採掘および鉱物原料の処理における基準超過損失の発生
- 5) 地下資源利用所管国家機関に対する不実の情報の提供
- 6) 地下水の観測坑井又は鉱山測量標および測地測量標の破壊若しくは損壊
- 7) 鉱床の開発、鉱物資源の開発に関連しない地下の工作物の建設および供用並びに地質調査における土地修復のための資金の積立てに関する規定に違反すること。
- 8) 鉱業用財産の廃止又は休止に関する規定に違反すること。
- 9) 地下資源に関する情報に対する所有権又はその秘密の侵害

3. 国家機関、地方行政機関および地方自治機関の職員によるキルギス共和国の地下資源に関する法令の違反は、次に掲げるとおりとする。

- 1) 地下資源利用権ライセンス又は地下資源利用のための土地を付与しないこと、これらの付与若しくは更新又は地質報告書の審査を遅滞することその他の違反
- 2) キルギス共和国の地下資源に関する法令を執行せず、又は適切に執行しないこと。
- 3) 地下資源利用者の活動に対する違法な妨害を制止するための措置を講じないこと。
- 4) その他のキルギス共和国の法令その他の法規の違反

職員は、キルギス共和国の法令その他の法規に違反する行為又は不作為について責任を負う。

4. 無許可の建設又は無許可の地下資源利用を行った者は、その損害の賠償を請求することができない。

5. 無許可の地下資源利用により得た収益は、没収するものとする。

第54条 損害の賠償

1. 地下資源利用者又は国に対する損害の賠償は、キルギス共和国の法令に定める場合に、その定める手続に従い行う。

2. 法人および個人並びに国家機関、地方行政機関および地方自治機関の行為により、地下資源の性状が悪化し、かつ、地下資源利用の一部又は全部を妨げる状態が生じた場合には、地下資源利用者は、損害の賠償を請求することができる。

3. 国に賠償すべき損害の額は、地下資源利用者の責めに帰すべき事由により経済的価値を失った埋蔵量の数量および価額に基づき算定する。違法な地下資源利用の場合には、違法に採取し、又は当該行為により失われた鉱物資源の価額に基づき算定する。

地下水の観測坑井の滅失又は損壊に係る損害については、土地の利用者が同等の坑井の建設に要する費用に相当する額で賠償しなければならない。

損害の額の算定および請求の手続は、キルギス共和国閣僚会議が定める。

4. 法人および個人並びに国家機関および地方自治機関の職員の責めに帰すべき事由により、正当な理由なく地下資源利用権が消滅し、又は作業が停止された場合には、地下資源利用者は、有責者に対し、裁判所に訴えを提起し、操業の停止を余儀なくされたことによる経済的損害の全額の賠償を請求することができる。

第8章 雑則および経過措置

第55条 経過措置

1. 2012年8月9日付キルギス共和国法第160号「地下資源について」の施行前に地下資源利用権ライセンスを取得した地下資源利用者は、ライセンス条件の履行段階（設計又は作業の実施の段階）にかかわらず、現行の技術設計に基づき、ライセンス区域の隅角点の座標を修正することができる。

2. 本法の施行前に付与された地下資源利用権ライセンスであって第31条の規定に適合しないものは、その有効期間が満了するまでの間、なお効力を有する。ただし、その更新をすることができない。

3. 商業目的の鉱物および化石の収集、装飾目的の石材の収集並びに飾り石および建築材料としての利用を目的とする地下資源利用権ライセンスの保有者は、本法の施行の日から6か月以内に、自己のライセンスについて、本法に定める他の種類の地下資源利用に係るライセンスへの書換えを申請しなければならない。

地下資源利用所管国家機関は、地下資源利用の種類の手換えに係る申請を受理した日から3か月以内に、当該鉱区について他のライセンスが付与されていない場合に限り、申請に記載された地下資源利用権ライセンスの手換えを行わなければならない。

商業目的の鉱物および化石の収集、装飾目的の石材の収集並びに飾り石および建築材料としての利用を目的とする地下資源利用権ライセンスであって、この項に定める期間内にその保有者が他の種類の地下資源利用に係るライセンスへの書換えの申請をしなかったものは、取り消すものとする。

4. 商業目的の鉱物および化石の収集、装飾目的の石材の収集並びに飾り石および建築材料としての利用を目的とする地下資源利用権ライセンスに係るライセンス維持手数料は、この条第3項の規定によるライセンスの手換えがされた日から起算するものとする。

5. 国境を構成する河川の河床又は河岸における地下資源利用に係るライセンスは、その有効期間が満了するまでの間、なお効力を有する。この項に規定するライセンスの有効期間は、更新することができない。

6. 砂礫混合物および壤土の探鉱を目的とする地下資源利用権ライセンスを有する地下資源利用者（この条第5項の適用を受ける者を除く）は、当該ライセンスに基づき作業を継続し、その後、本法および本法に基づく命令の定めるところにより、探鉱から鉱床の開発へのライセンスの転換を行うことができる。

7. 本法の施行前に付与された地下資源利用権は、その有効期間については従前のおりとし、第21条に定める要件を満たした上で、一回に限り更新することができる。

(改正:2019年7月8日付キルギス共和国法第81号および2020年3月23日付同第29号)

第56条 本法の施行手続

1. 本法は、公布の日から1か月を経過した日から施行する。

2018年5月29日付「エルキン・トー」紙第45号に掲載

本法第50条第3項および第4項は、2017年2月2日付キルギス共和国刑法典第19号の施行の日から施行する。

2. キルギス共和国閣僚会議は、6か月以内にその法規を本法に適合させるものとする。

3. 本法の施行の日から、次に掲げる法令を廃止する。

1) 2012年8月9日付キルギス共和国法第160号「地下資源について」（キルギス共和国ジヨゴルク・ケネシュ官報、2012年、第7号、第2771項）

- 2) 2014年5月24日付キルギス共和国法第77号「キルギス共和国法『地下資源について』の改正について」(キルギス共和国ジョゴルク・ケネシュ官報、2014年、第5号、第359項)
- 3) 2017年2月28日付キルギス共和国法第36号「キルギス共和国の法令の改正について(キルギス共和国行政責任法典およびキルギス共和国法『地下資源について』)」第2条(キルギス共和国ジョゴルク・ケネシュ官報、2017年、第2/2号、第96項)
- 4) 2017年4月19日付キルギス共和国法第62号「キルギス共和国の法令の改正について(キルギス共和国租税法典およびキルギス共和国法『地下資源について』)」第2条(キルギス共和国ジョゴルク・ケネシュ官報、2017年、第4号、第289項)

キルギス共和国大統領 S.ジェエンベコフ

2018年4月12日ジョゴルク・ケネシュ(キルギス共和国議会)により採択